

水質汚濁防止法の一部改正等（地下水汚染の未然防止）について

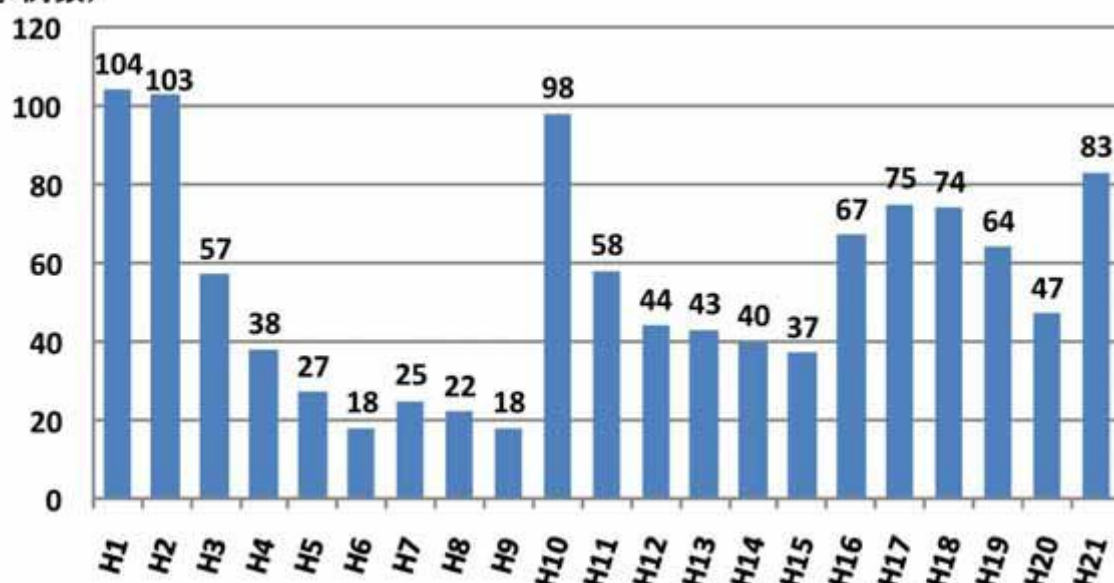
1. 水質汚濁防止法の改正の背景

水質汚濁防止法は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の規制等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護し、生活環境を保全すること等を目的とする法律である。

地下水は、我が国の水使用量の1割強、都市用水（生活用水及び工業用水）の約4分の1を占めているなど、貴重な淡水資源として利用されている。

水質汚濁防止法では、平成元年以降、有害物質を使用する特定事業場において、有害物質の地下浸透を禁止しているが、事業場等の生産設備、貯蔵施設の劣化・破損等による有害物質の漏えい（施設・設備に係わるもの）や作業や設備の操作ミス等による有害物質の漏洩（作業等に係わるもの）による地下水汚染が全国で毎年継続的に確認されている。

（事例数）



工場・事業場が原因と推定される地下水汚染事例数の推移（環境省調べ）

地下水は、いったん汚染されるとその回復は困難であることから、将来にわたって地下水の水質を効果的、効率的に保全していくためには、その汚染の未然防止を図ることが何よりも重要である。

2. 法改正の概要

有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を取り扱う施設・設備や作業における漏えいを防止するとともに、漏えいが生じたとしても地下への浸透を防止し地下水の汚染に至ることのないよう、有害物質を使用、貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守義務、定期点検及び結果の記録・保存の義務等の規定を新たに設けた（平成24年6月1日施行）。

(1) 届出対象施設の拡大

届出対象に有害物質を貯蔵する施設等を追加した。有害物質を貯蔵する施設が対象となるため、これまで水濁法の特定施設（汚水等を排出する施設として政令で定められた施設）について届出が無い事業場も規制の対象となる。

特定施設があっても合流式下水道に排水している事業場等（雨水を含め事業場から河川等の公共用水域へ排水がない事業場）は水濁法の届出が必要なかったが、改正法では対象となる。

(2) 構造等に関する基準遵守義務

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質使用特定施設等」という。）の設置者は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するための構造、設備及び使用の方法に関する基準（以下「構造等に関する基準」という。）を遵守すること

例1) 施設の設置場所の床面及び周囲

設備から漏えいした有害物質を床面で受け止め、周囲に流出させないように樹脂でコーティングしたコンクリート床面とし、周りに防液堤を設置する。

例2) 使用の方法

有害物質を含む水の受け入れ、移し替え等の作業は、有害物質を含む水が飛散し、地下に浸透しない方法で行うとともに、有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等を適切に行うこと。また、有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講じるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収すること。

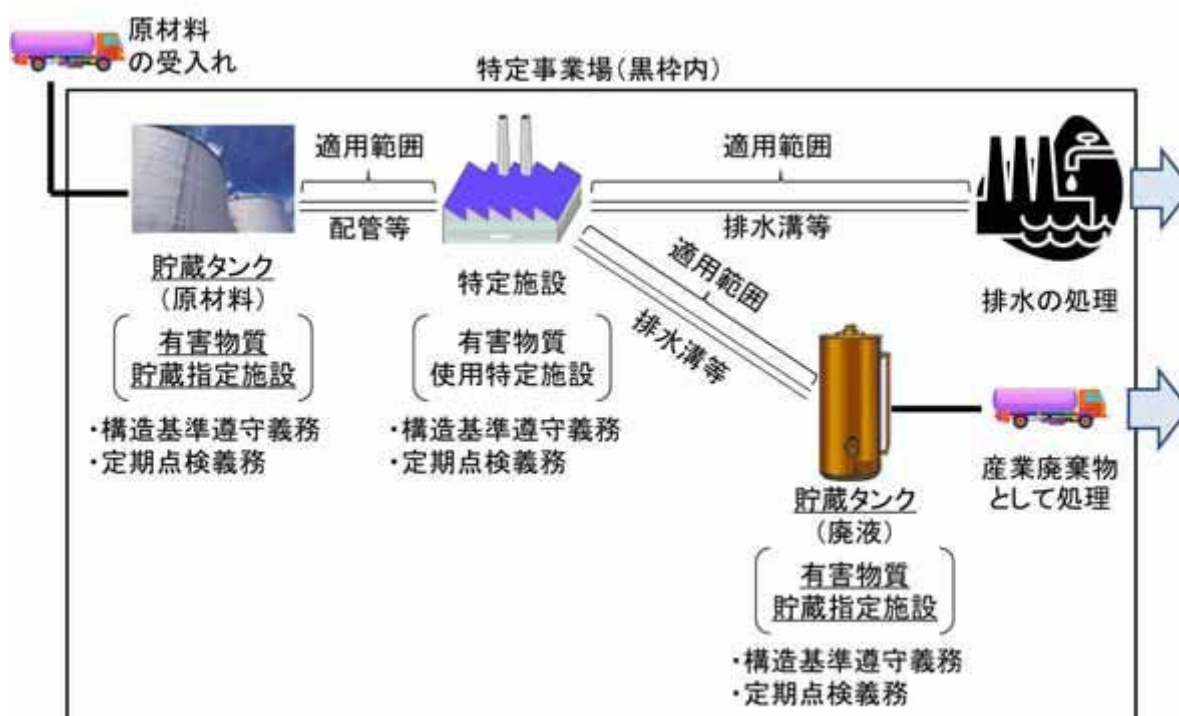
(3) 定期点検の義務の創設

有害物質使用特定施設等について、施設の破損等、漏洩の有無の確認等を定期的に点検し、その結果を記録し、保存すること

なお、改正法の施行の際（平成24年6月1日）、現に設置されている有害物質使用特定施設等（設置の工事がなされている場合を含む）については、上記（2）の構造等に関する基準への対応に一定の期間が必要であることから、構造等に関する基準の適用が3年間（平成27年5月31日まで）猶予される。ただし、その間においては、より充実した内容の点検、例えば点検頻度を高めた定期点検を実施しなければならない。

3. 構造等に関する基準の適用範囲

施設が設置されている床面・周囲、施設本体、配管、排水溝、地下貯蔵施設等が対象となる。



(注) 特定施設：汚水等を排出する施設として政令で定められた施設

特定事業場：特定施設を設置している事業場

○有害物質使用特定施設等に付帯する配管、排水溝等についても有害物質を含む水が流れていれば、構造等に関する基準が適用される。

○構造等に関する基準と定期点検の方法は、それぞれ別個に規定されているのではなく、構造等に関する基準とそれに応じた定期点検の組み合わせにより規定されている。

例えば、必要な材質や構造を有していて漏えいを防止できることが確保されていれば、適切な頻度（例えば年に1回）で目視による定期点検を行う。

材質及び構造による漏えい防止が十分に確保できない既設の施設であれば、目視による定期点検の頻度を多くすることで漏えいを防止する。

また、目視による定期点検ができないような既設の施設であれば、早期に漏えいを発見するため、漏えいを検知するシステムを導入して、適切な頻度で定期点検をする。